

PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアム定款

第 1 章 総則

第1条 （名称）

本団体は、PostgreSQL エンタープライズ・コンソーシアムという。

2 本団体の英文名は、PostgreSQL Enterprise Consortium、略称は PGECons とする。

第2条 （事務所）

本団体は、主たる事務所を東京都豊島区南池袋 2-32-8 株式会社 SRA OSS (SRA OSS K.K.) 内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条 （目的）

本団体は、PostgreSQL がエンタープライズの業務システムに適用できるようにするための、PostgreSQL 本体および各種ツールの情報収集と提供、整備などの活動を通じて、PostgreSQL の普及、発展に貢献することを目的とする。

第4条 （事業）

本団体は、第 3 条の目的を達成するため、PostgreSQL 本体、および有用な周辺ツールに関して次の事業を行う。

- (1) 利用に関する啓蒙活動
- (2) 評価とフィードバック
- (3) コミュニティと協調し、利用者に対するサポートや開発に協力する

第3章 会員等

第5条 （種別）

本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 第3条の目的に賛同し、第4条の事業に係る責任を果たす能力及びこれらに關し責任を持った発言能力を有する団体
- (2) 一般会員 第3条の目的に賛同し、PostgreSQL の普及、発展に取り組む団体

第6条 （入会）

本団体への入会を希望する者は、次に掲げる文書を運営委員会に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書
- 2 文書の提出を受けた後、運営委員会は速やかにこれを審査し、承認を行う場合は会員登録を行うとともに、遅滞なく当該会員にその旨通知しなければならない。
- 3 入会の承認を受けた者は、会員登録の日をもって本団体の会員となる。
- 4 本団体への入会を希望する者が次の各号に該当する場合は、入会を承認しないことができる。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する事業を行い又はこれを行おうとしている場合
 - (2) 入会手続に不備のある場合
 - (3) 本団体より除名処分を受けたことがある場合
 - (4) その他、運営委員会で承認されなかった場合
- 5 前項により入会を承認しない場合は、遅滞なく、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 6 本会の各会員は、入会に際し、著作権に関して別途理事会が定めた事項に同意していることを前提とする。

第7条 （会費）

理事および運営委員は、別途理事会が定める額の会費を、入会の時期にかかわらず指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 会費は、入会初年度は原則として入会時、次年度以降は毎年5月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
- 3 一旦納入した会費は事由のいかんに関わらず返還しない。

第8条 （登録事項の変更）

会員は入会時に登録した事項に変更があったときは、遅滞なく、運営委員会に届け出なけ

ればならない。

第9条 （会員資格の喪失）

会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名処分を受けたとき
- (3) 会員が解散又は破産したとき

第10条 （退会）

会員は、運営委員会が定める退会届に必要事項を記載し、退会日の 1 ヶ月前までにこれを運営委員会に提出して、退会することができる。

第11条 （除名）

理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本団体の名誉を毀損し又は目的に反する行為を行ったとき
- (2) 本団体の定款等に違反する行為を行ったとき

第 4 章 役員

第12条 （種別及び定数）

本団体には次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
- (2) 事務局長 1 人
- (3) 運営委員
- (4) 監事

2 理事のうち 1 人を理事長とする。

3 運営委員のうち 1 人を運営委員長とし、運営委員長は理事の中から選任する。

4 理事長と事務局長は兼任できないものとする。理事、運営委員、運営委員長は兼任を妨げない。

5 理事及び事務局長は正会員の中から選任する。

6 監事は理事同様、総会での選出とし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本団体の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

第13条（選任）

理事長、事務局長は総会において選任する。運営委員および運営委員長は理事会において選任する。

第14条（職務）

理事長は、本団体を代表し、その活動を総理する。

理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に基づき、本団体の業務を執行する。

第15条（任期）

役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2 任期の途中で役員が交代する場合は、理事会へ書面提出の上、前任者の任期を引き継ぐものとする。また、役員が増員された場合の任期も、他の役員の残任期間と同期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決に先立って弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第18条（報酬）

第19条 役員に対して報酬は支給しない。

第5章 総会

第19条（種別）

本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 事業報告
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) その他運営に関する重要事項

第22条（開催）

通常総会は毎事業年度1回、原則として会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 次に掲げる場合については、臨時総会を開催することができる。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の3分の1以上から臨時総会の開催の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

第23条（招集）

総会は理事長が招集する。

2 理事長は、請求があったときは、その日から2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は理事長とする。

2 理事長が不在又は理事長に事故のあるときは、理事の中から互選で職務を代理するものを選任する。

第25条（定足数）

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第26条（議決）

総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの外、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号、第 55 条、第 56 条第 2 項及び第 58 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

第29条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第30条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 運営委員会の組織及び運営
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第31条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第32条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 31 条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第33条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が不在又は理事長に事故のあるときは、理事の中から互選で職務を代理するものを選任する。

第34条（定足数）

理事会は、理事の 3 分の 2 の出席がなければ開催することができない。

第35条（議決）

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第37条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 運営委員会

第38条（構成）

運営委員会は、運営委員をもって構成する。

第39条（権能）

運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) ワーキンググループの組織及び運営
- (4) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第40条（開催）

運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第41条（招集）

運営委員会は、運営委員長が招集する。

2 運営委員長は、第 40 条第 1 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第42条（議長）

運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

2 運営委員長が不在又は運営委員長に事故のあるときは、運営委員の中から互選により選出されたものが職務を代理する。

第43条（定足数）

運営委員会は、運営委員の 3 分の 2 の出席がなければ開催することができない。

第44条（議決）

第 45 条 運営委員会における議決事項は、第 41 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第45条（表決権等）

各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、運営委員会に出席したものとみなす。

第46条（議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第47条（資産の構成）

本団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 設立以降に追加された資産

第48条（事業年度）

本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条（会計の原則）

本団体の会計は、社会通念上公正妥当と認められる原則に従って行うものとする。

第50条（事業計画及び予算）

本団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第51条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第52条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第53条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第54条（事業報告及び決算）

本団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第55条（定款の変更）

本団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

第56条（解散）

本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由により本団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

第57条（残余財産の帰属）

本団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において指名した者に譲渡するものとする。

第58条（合併）

本団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 公告の方法

第59条 （公告の方法）

本団体の公告は、インターネットホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

第60条 （設置）

本団体に、本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第61条 （職員の任免）

事務局職員の任免は、事務局長が行う。

第62条 （組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

第63条 （細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

（施行期日）

1 この定款は、本団体の成立の日から施行する。

（経過措置）

2 本団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 22 条の規定にかかわらず、設立総会の議決に定めるところによるものとする。

3 本団体の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

平成 24 年 4 月 11 日 制定

平成 25 年 4 月 22 日 改訂

平成 28 年 5 月 13 日 改定

令和 5 年 5 月 24 日 改定

令和 7 年 6 月 2 日 改定